

タイ・会計税務ニュースレター

第 5 回

タイにおける新たな海外所得規則の導入案-

2024 年 8 月

1.はじめに

タイ歳入局(Thai Revenue Department、以下「TRD」)は、国外源泉所得に関する省令 161 号(歳入局指針第 161 号(Paw161/2023))及び省令 162 号(歳入局指針第 162 号(Paw162/2023))を発行しました。これらの指示によると、国外源泉所得を有するタイに居住するタイの納税義務者(以下、タイ納税義務者)は、その所得がいつタイに送金されたかに関係なく、その所得がタイに送金された時点でタイで課税されます(詳細について、下記リンク参照)。

- [1. グラントソントン・タイの税務アラート 1](#)
- [2. グラントソントン・タイの税務アラート 2](#)

Contents

- ・ 現状
- ・ 誰が影響を受けるのか？
- ・ グラントソントン・タイの見解

2. 現状

適用される二国間租税条約等に基づき、受取人がそのような所得に対して支払った外国税額控除をどのように受けられるかは、まだ明らかではありません。

最近、TRD は新聞¹で、タイ納税義務者が全世界で得た所得に個人所得税を課す新しい規則を採用するための法律改正を準備していると発表しました。この新しい規則により、TRD は、たとえその所得がタイに持ち込まれていなくても、国外源泉所得を得たタイ納税義務者から税金を徴収できるようになります。ただし、この新しい規則はまだ議論中です。詳細がわかり次第、随時お知らせします。

3. 誰が影響を受けるのか？

この新しい規則の影響を受けるのは誰でしょうか？

この新しい規則は、タイで 180 日間以上働く外国人及び海外で働くタイ税法上の居住者であるタイ人の両方に影響を与えます。重要な疑問点は、この新しい規則が長期滞在 (Long-Term Resident、以下、LTR) ビザ保持者に影響を与えるかどうかです。その答えは“状況によります”。

4. グラントソントン・タイの見解:

現在、解釈がガイドラインとして発表されています。法律の階層と特別法 (lex specialis) の原則に基づき、LTR の規則が優先されます。しかし、TRD がタイ歳入法典を改正することを選択した場合、新しい規則が優先されると思われます。一方で、LTR は LTR 保有者の利益となるように設計されているため、政府がこれを実行する可能性は低いと弊社は考えています。

¹ <https://www.bangkokpost.com/business/general/2805305/new-overseas-income-rules-proposed>

お問い合わせ先

日系企業の現地駐在員の皆様は、平常業務に加え、会計監査対応、各種税務申告・移転価格税制対応、M&A・組織再編の検討等、専門性の高い業務も担われております。Grant Thornton Thailandでは、これらの分野において日系企業の皆様のサポートするため、タイ常駐の日本人公認会計士が日本語で丁寧に対応いたします。

担当者



日本国公認会計士/ Director of Japanese Business Practice
Grant Thornton Taiyo Thai Co., Ltd.
E.Tadashi.Kodaira@th.gt.com

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証を与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書にて提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。